大阪府警察捜査用似顔絵技能員運用要綱の制定について

平成13年12月14日

例規（識）第240号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 平成30年３月30日例規（務）第48号 | 　 |  |

この度、別記のとおり大阪府警察捜査用似顔絵技能員運用要綱を制定し、平成14年１月１日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別記

大阪府警察捜査用似顔絵技能員運用要綱

１　趣旨

この要綱は、捜査に活用する似顔絵（以下「捜査用似顔絵」という。）の作成について優れた技能を有する警察職員を捜査用似顔絵技能員（以下「似顔絵技能員」という。）に指定し、当該似顔絵技能員を捜査において効果的に運用するため、その推薦、指定、運用等について必要な事項を定めるものとする。

２　似顔絵技能員の候補者の推薦

所属長は、次により似顔絵技能員の候補者を推薦するものとする。

(１)　推薦基準

似顔絵技能員の候補者は、刑事部長が行う後記８の(１)に掲げる講習を既に受講している者（以下「講習修了者」という。）で、次のいずれにも該当するものとする。

ア　捜査用似顔絵の作成の実績が豊富である者

イ　作成した捜査用似顔絵が捜査上効果があったと認められる者

(２)　推薦の時期

その都度通知する。

(３)　推薦の要領

所属長は、前記(１)の推薦基準を満たし、かつ、似顔絵技能員として適任と認められる者を、捜査用似顔絵技能員候補者推薦書（別記様式第１号）により刑事部長（鑑識課）あて推薦するものとする。

３　実技審査の実施

刑事部長は、所属長から推薦のあった候補者について、実技による審査を実施し、合格者を決定する。

４　似顔絵技能員の指定

刑事部長は、前記３により決定した合格者に対し捜査用似顔絵技能員指定書（別記様式第２号）を交付して、似顔絵技能員に指定するものとする。

５　似顔絵技能員の指定の解除等

(１)　指定の解除に係る申出

所属長は、似顔絵技能員に指定された者が職務に支障を及ぼす病気その他の理由により似顔絵技能員として指定しておくことが不適当であると認めたときは、速やかに刑事部長（鑑識課）あて申し出るものとする。

(２)　指定の解除

刑事部長は、所属長から前記(１)による申出を受けた場合において指定を解除することが適当であると認めたときは、似顔絵技能員の指定を解除するとともに、当該所属長に通知するものとする。

６　似顔絵技能員の運用

(１)　自所属の似顔絵技能員の運用

所属長は、捜査用似顔絵を作成する必要があると認めるときは、自所属の似顔絵技能員を効果的に運用するように努めなければならない。

なお、自所属の似顔絵技能員の運用が困難な場合は、自所属における後記８の(１)の講習の修了者を運用するものとする。

(２)　似顔絵技能員の派遣要請

所属長は、前記(１)による運用が困難であると認める場合で、派遣要請の必要があると認めるときは、鑑識課長に似顔絵技能員の派遣を要請することができる。

(３)　似顔絵技能員の派遣

前記(２)により似顔絵技能員の派遣の要請を受けた鑑識課長は、似顔絵技能員の派遣が必要と認める場合は、鑑識課又は他の所属の似顔絵技能員を派遣するものとする。

(４)　他の所属の似顔絵技能員の派遣手続

鑑識課長は、他の所属の似顔絵技能員を派遣しようとするときは、派遣しようとする似顔絵技能員の属する所属の長に対して、似顔絵技能員派遣要請書（別記様式第３号）を送付して派遣の要請を行うものとする。ただし、緊急に派遣の要請を行う必要があるときは、派遣しようとする似顔絵技能員の属する所属の長に対して、必要事項を電話で連絡することにより派遣要請を行い、事後に似顔絵技能員派遣要請書を送付するものとする。

７　似顔絵技能員の候補者の養成

所属長は、捜査において講習修了者を積極的に運用してその技能の向上を図り、似顔絵技能員の候補者として養成するものとする。

８　講習の実施

刑事部長は、次に掲げる講習を計画的に実施するものとする。

(１)　似顔絵技能員以外の者を対象とした捜査用似顔絵の作成要領を習得させるための講習

(２)　似顔絵技能員を対象とした捜査用似顔絵の作成技能を高めるための講習

９　再採用者に対する再指定

(１)　再指定の申請

所属長は、大阪府警察を退職する前に似顔絵技能員として指定されていた者（指定を解除された場合を除く。）が、職員の任用に関する規則（昭和29年人委規則第１号）第５条第２号及び第３号の規定に基づくかつて警察官であった者を対象とする選考により採用をされた場合において、当該者が似顔絵技能員として適任であると認めたときは、前記２の規定にかかわらず、捜査用似顔絵技能員再指定申請書（別記様式第４号）により刑事部長（鑑識課）宛てに指定の申請をするものとする。

(２)　指定の通知

刑事部長は、所属長から前記(１)による申請を受けた場合において似顔絵技能員に指定することが適当であると認めたときは、実技による審査を行わず、似顔絵捜査員に指定するとともに、当該申請をした所属長にその旨を通知するものとする。

10　経過措置

この例規通達実施の際現に「大阪府警察捜査用似顔絵技能員制度実施要領の制定について」（平成12年10月６日一般（識）第537号）の規定により捜査用似顔絵技能員に指定されている者は、この例規通達の規定により似顔絵技能員として指定された者とみなす。